

# 大阪柔整だより

ダイジェスト版

## 保険講演会のお知らせ

平素は保険部事業にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

このたび、公益社団法人大阪府柔道整復師会において大阪府下の全柔道整復師(他団体、個人契約者含む)を対象に下記の内容にて保険講演会を行います。

柔整業界の取り巻く環境が大変厳しい中、公益社団大阪といたしましては業界のリーダーとして適正化問題をはじめ、コンプライアンス(法令遵守)や資質の向上を目指し進んで参りますので、ぜひとも出席していただきますようお願いいたします。

また、各施術所の勤務柔道整復師、学生、従業員の参加も可能ですので、多数ご出席のほど、よろしく願いいたします。

記

- 日時 平成26年3月22日(土)午後3時
- 場所 大阪柔整会館 5F 大ホール
- 演題 『柔整業界を考える』

—柔道整復師の資質と療養費の適正なる取り扱いについて—

1. 開会の辞 公益社団法人 大阪府柔道整復師会  
副会長 徳山健司
2. 会長挨拶 公益社団法人 大阪府柔道整復師会  
会長 安田剛
3. 講演 公益社団法人 大阪府柔道整復師会  
保険担当部長 布施正朝  
保険担当理事 山田豊  
" 南光律
4. 閉会の辞 公益社団法人 大阪府柔道整復師会  
副会長 川口靖夫

※ ご来館の際は、公共の交通機関をご利用下さい。

**保険者変更通知**

変更前	内容	変更後	変更日
旅行業健康保険組合 06138341	名称変更	観光産業健康保険組合 06138341	H26年2月1日
南九州コカ・コーラボトリング 健康保険組合 06430201	廃止	協会けんぽ熊本支部 01430016	H26年1月1日

**\* 厚生労働省 事務連絡(H26. 1. 21) \***

※「交通事故専門」「むち打ち専門」といった文言や料金について、広告することは認められていません。

違反した場合は、処罰の対象となります。

かねてより、柔道整復師の看板や広告法令遵守についてはお知らせしておりますが、柔道整復師で広告できる事項は、

■柔道整復業(柔整師法第24条)

- ①柔道整復師である旨ならびにその氏名及び住所
- ②施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③施術日または施術時間
- ④ほねつぎ(または接骨)
- ⑤医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼または骨折の患部の施術にかかる申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
- ⑥予約に基づく施術の実施
- ⑦休日または夜間における施術の実施
- ⑧出張による施術の実施
- ⑨駐車設備に関する事項

**\* 大阪市公設市場国保組合 被保険者証の更新について \***

記号番号：設国〇〇〇〇〇〇〇〇(数字7桁)

有効期限：平成26年10月31日

形式：被保険者1人1枚のカード

色彩：ブルー

※平成25年11月1日より記号番号が変更になっています。

保険証の再確認をお願いします。

### **\* 施 術 録 に つ い て \***

施術録は、療養費請求の根拠となるものなので正確に記入し、健康保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完了の日から5年間保管してください。

同一の患者様であれば、初検毎又は負傷部位毎に別葉にせず、同じ施術録に記載してください。施術録に記載しきれない施術明細は別紙に記載し施術録に添付してください。

### **\* 大阪府福祉医療制度について \***

患者様が福祉医療（こども医療・ひとり親家庭医療・障害者医療・老人医療）をお持ちの場合は、患者様から1日あたり最大500円(月2日限度)の負担金を徴収することになっています。

1回の負担額が500円に満たない場合はその額だけ徴収し、超える場合は500円徴収してください。

月の途中で、主保険が変更になった場合は、レセプトの摘要欄に前保険にて徴収済である旨記載してください。

また、原爆医療・水俣医療の医療証をお持ちであれば、患者様の窓口負担は発生しません。

### **\* 協会けんぽ大阪支部「医療費のお知らせ」について \***

協会けんぽ大阪支部では、加入者の皆様に、健康に対する意識を高めていただき、医療保険事業の健全な運営に結びつけることを目的に、年に1回「医療費のお知らせ」を事業主様あてにお送りしています。

今年は下記のとおり実施いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

- ・対象者…加入者(被保険者および被扶養者)の皆様
- ・送付先…事業主様
- ・期 間…平成24年10月診療分～平成25年9月診療分  
(平成24年12月～平成25年11月に受付した医療機関等からのレセプト等に基づき作成)
- ・時 期…平成26年2月10日(月)～14日(金)(順次送付予定)

- ◆「医療費のお知らせ」を受け取ったことにより、特に手続き等の必要はありません。
- ◆確定申告(医療費控除)の際の明細書や領収書としてはご使用できませんので、ご注意ください。

## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



**この場合、患者さんの窓口負担は生じません。**

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。